

『今日の診療 病院フルアクセスプラン プレミアムプラス』

トライアルキャンペーン申込書

申込み期限：2020年12月31日

■ お客様へ

◇ 本申込書は、弊社代理店の担当者にお渡しください。または弊社まで FAX でご送付ください。

◇ トライアル開始は2020年10月以降を予定しております。

▶ FAX 送付先： 医学書院 販売・PR 部 宛 (FAX：03-3815-7805)

• 商品 【どちらかの商品をチェックしてください】

<input type="checkbox"/>	今日の診療 病院フルアクセスプラン プレミアムプラス (通常版)
<input type="checkbox"/>	今日の診療 病院フルアクセスプラン プレミアムプラス (医薬品と対応病名検索オプション付)
トライアル希望開始日	月 日 から 3ヵ月間
ご利用される施設(部門)をご記入ください (例：〇〇大学医学部附属病院、〇〇分院、〇〇クリニック)	

• お客様情報 【トライアルや今後のご契約等で窓口となられる方の情報】

施設名(必須)		許可病床数(必須)	床
所在地(必須)	〒		
担当者名(必須)	印		
所属		E-Mail(必須)	
TEL(必須)		FAX	

• システム担当者

システム担当者名		E-Mail	
所属		TEL	

• サーバー構成 【LAN(イントラネット)環境で「今日の診療」をインストールするサーバーの構成】

機種名(又は仮想システム名)		OS	
HDD 空容量		メモリ容量	
備考 ※USBキーによるライセンス管理のため、通常、サーバーのUSBポートを使用します。			

• グローバルIPアドレス 【インターネット接続時の施設認証に必要な情報】

登録希望IPアドレス ※複数の場合はすべて記入してください。

• 利用規約の同意

裏面(または別紙)に記載された「今日の診療フルアクセスプラン利用規約」の内容に同意が必要です。

同意します

同意しません

■ 代理店様へ

代理店名		TEL	
住所	〒		
担当者名		E-Mail	
連絡事項など			

今日の診療 病院フルアクセスプラン利用規約

第1条(本規約の適用)

- 「今日の診療 病院フルアクセスプラン」利用規約(以下「本規約」といいます)は、株式会社医学書院(以下「医学書院」といいます)がインターネット及びLAN(Local Area Network)上で提供する「今日の診療 病院フルアクセスプラン」(以下「本サービス」といいます)の利用に係るすべての事項に適用されます。
- 本サービスの内容及び本規約の内容の一部または全部は、事前に告知されることなく、変更、追加及び削除されることがあります。

第2条(定義)

- 「契約病院」とは、医学書院との間で利用契約(第4条1項に定義されます)が成立した施設をいいます。
- 「利用者」とは、契約病院に所属する職員・従業員などその構成員で、本サービスを利用する者をいいます。
- 「コンテンツデータ」とは、本サービスを通じて利用者に提供されるデータをいいます。なお、コンテンツデータの内容は、該当する収録書籍の内容と完全に一致するものではありません。
- 「WEB用コンテンツデータ」とは、コンテンツデータのうちインターネットを通じて提供されるデータをいいます。
- 「LAN用コンテンツデータ」とは、コンテンツデータのうちLAN用に提供されるデータをいいます。なおLAN用コンテンツデータは、DVD等電子記憶媒体に収録され医学書院より契約病院に提供されます。
- 「リモートアクセス特約」とは、本サービスにおいて契約病院の施設外からの利用に関して定める特約をいいます。

第3条(本サービスの内容)

- 本サービスは、医学書院が契約病院に対し、本規約において定める諸事項を契約病院が遵守することを条件として、コンテンツデータの閲覧サービスをインターネット及びLANを経由して提供するものです。
- コンテンツデータは医学書院が保有・管理しているものであり、利用者はコンテンツデータのデータベースにアクセスすることにより閲覧サービスを受けることができます。
- コンテンツデータは、契約病院に通知することなく必要に応じて更新されます。WEB用コンテンツデータは更新を自動的に反映します。LAN用コンテンツデータは、更新後速やかに医学書院より契約病院に提供されます。

第4条(利用手続)

- 本サービスの提供を受けようとする病院は、本規約の内容に同意した上で、所定の利用申込書を提出して本サービスの利用を申込みのとし、医学書院が本サービスの利用を承認したときに、本サービスの利用契約が成立したものとします。
- 契約病院は、医学書院に提出した前項の利用申込書の記載内容が、申込時点の事実を正確に反映していることを保証するものとします。
- 契約病院は、医学書院に提出した利用申込書その他書面の内容に変更が生じた場合、速やかに医学書院に対し、その旨を通知しなければならないものとします。
- 医学書院は、契約病院が提出した利用申込書の記載内容について疑義ある場合、正確性を裏付ける資料等の提出を契約病院に求めることができるものとし、契約病院はこれに応じなければならないものとします。
- 契約病院は、本サービスを利用するにあたり、自らの費用と責任においてコンピュータ等インターネットあるいはLANに接続する機器、ソフトウェア、通信手段等を導入・設置するものとします。
- 本サービスの契約期間は、1年単位とし、具体的な契約内容は契約病院向けに別途発行するライセンス証書に記載します。
- 契約病院は、利用期間の終了後、本サービスの全てが受けられなくなります。ただし、契約期間終了前までに、所定の手続きにより契約更新を申し出た場合は、新たに契約期間を1年延長し、契約病院向けに新たな契約内容でライセンス証書を発行します。

第5条(利用許諾)

- 医学書院は契約病院に対し、契約病院が管理するコンピュータネットワークにおいて、利用者が本サービスを利用することを許諾するものとします。
- 前項のネットワーク及び利用者は、医学書院に届け出たIPアドレス、または医学書院が発行する認証用ID、ハードウェアキーなどの認証システムによって識別されます。
- 前項によって付与された認証用ID、パスワード、ハードウェアキーは、その契約期間が終了した時点で自動的に失効します。
- 契約病院は、利用者に本サービスを利用させるにあたって、本規約を遵守させる責任を持つものとします。
- 利用者は、本サービスおよびコンテンツデータを第三者に公開したり、使用させたりすることはできません。
- 本サービスの利用場所は、契約病院の施設内に限られます。ただし、別途所定の手続によりリモートアクセス特約を締結したときは、利用者は契約病院の施設外から本サービスを利用することができます。
- 本サービスを本条第1項以外の方法で利用される場合は別契約となります。
- 本サービスの一部または全部を医学書院の指定する方法以外で他のテキストやプログラムと組み合わせ使用することはできません。

第6条(ID・パスワード・ハードウェアキーの発行と管理)

- 医学書院は契約法人に対し、契約病院固有の管理用IDとパスワード、及び必要に応じ認証用IDとパスワードを発行します。
- 医学書院は契約病院に対し、LANを通じて本サービスを利用するために必要なハードウェアキーを発行します。
- 契約病院は、管理用及び認証用IDとパスワード、ならびにハードウェアキーの管理および使用について一切の責任を持つものとし、万一紛失したり盗用された場合、速やかに医学書院に通知するものとします。

第7条(利用料)

- 契約病院は、本サービスの利用料として、別途医学書院が定める料金(消費税相当額を含む)を、請求書発行後2か月以内にお支払いいただきます。
- 第15条1項の場合を除き、契約期間内に途中解約した場合であっても、支払済の利用料の一部または全部の払い戻しは一切致しません。

第8条(著作権等の権利の帰属)

- 本サービスで提供されるコンテンツデータの著作権は、医学書院、あるいは個々の著作権者が有しており、著作権法、関連諸法規、関連国際条約等で保護されています。
- 本サービスの利用によって、契約病院あるいは利用者に、閲覧したコンテンツデータの所有権あるいは資料等の保有・管理権が移転するものではありません。

第9条(複製等)

- 利用者は、コンテンツデータをプリントアウトして使用することができます。
- 利用者は、コンテンツデータ及び前項のプリントアウト、あるいはその複製物を、契約病院の施設外の第三者に対し、開示、譲渡、貸与、上映、公衆送信等することはできません。ただし、当該コンテンツデータをプリントアウトしたもの及びその紙媒体の複製物は、医学書院が管理委託している複写管理団体である出版社著作権管理機構(以下「JCOPY」といいます)から別途

許諾を得た場合に限り、複写あるいは第三者に譲渡、ファクシミリ送信することができます。

第10条(免責事項)

- 医学書院は、本サービスの内容、および契約病院が本サービスを通じて得る情報について、その完全性、正確性、適用性、有用性等いかなる保証も行いません。
- 医学書院は、本サービスの提供、遅延、変更、中止または本サービスにより得た情報、その他本サービスに関連して契約病院または他の者が被った損害について、一切責任を負いません。ただし、契約病院に生じた直接・間接の損害の原因が本サービス由来の瑕疵によるものと判断される場合に限り、医学書院は本サービスの料金相当額を限度とした金銭補償をします。

第11条(サポート)

医学書院は、利用者が本サービスを日本国内で使用している場合に限り、本サービスに関するサポートを行います。

- 契約病院が本サービスを利用する上で発生した疑問やトラブルは、医学書院のユーザーサポート窓口が対応します。
- 医学書院がLAN用コンテンツデータに関する誤りに対し修正したプログラムを発表した場合には、医学書院は契約病院にその旨通知します。
- LAN用コンテンツデータが運用上支障をきたす場合、医学書院は本データの修理または交換をします。ただし、当該故障の原因が契約病院側にある場合の修理作業は有償となります。

第12条(禁止事項)

契約病院及び利用者は、本サービスの利用に関して次の各行為を行ってはならないものとします。万一の各行為が行われた場合、医学書院は、本規定第15条第1項にかかわらず、本サービスの提供中止等の措置をとることがあります。

- 著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- 本サービスのデータ、プログラム等を複製、保持、改ざん、解析、消去する行為
- 管理用及び認証用ID、パスワード、ハードウェアキーを第三者に使用させる行為
- 契約病院が管理しないIPアドレスを申請する行為
- OpenProxy経由などにより、契約病院の施設外から不正にアクセスできるようにする行為
- リモートアクセスなどにより第三者が契約病院の施設外から利用する行為
- リモートアクセス特約により利用許可を受けた利用者以外が、契約病院の施設外から利用する行為
- 本サービスから知り得た秘密情報に関して、第三者に開示、漏洩する行為
- コンテンツデータを故意に電子的に保存・保持する行為
- 有害なプログラム等を本サービスが提供するシステム内に侵入させる行為
- 本サービスの他の利用者または第三者に害を与える行為
- 本サービスに基づく一切の権利(本サービス及びコンテンツデータを含むがこれらに限られない)を、有償・無償を問わず第三者に譲渡・提供・貸与・上映する行為、あるいは利用させる行為
- 本サービス及びコンテンツデータを第三者に提供あるいは利用させる行為
- 本サービスの運営を妨げる行為またはそれらのおそれのある行為
- 本サービスが提供する操作方法以外で利用する行為
- 医学書院に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為
- 上記各号のほか、法令、本規約または公序良俗に反する行為

第13条(一時的な中断)

以下のいずれかの事由が生じた場合、医学書院は契約病院及び利用者に事前通知することなく、一時的に本サービスを中断することができます。なお、一時的な中断により本サービスの利用ができなかったとしても、契約病院に対し利用料の払い戻しは一切致しません。

- 本サービス用設備等の保守を定期的または緊急に行う場合
- 火災や停電、その他やむを得ない事由により本サービスが提供できなくなった場合
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスが提供できなくなった場合
- 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスが提供できなくなった場合
- その他、適用上または技術上、医学書院が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合

第14条(解除)

契約病院または利用者について、次の各号のいずれかに該当する場合、本規定第15条第1項にかかわらず、医学書院は直ちに利用契約を解除し、本サービスの中止ならびにハードウェアキーの回収をすることができるものとします。なお、その場合、契約病院に対し利用料の払い戻しは一切致しません。また、医学書院は必要に応じて契約病院に対して立ち入り調査を行う権利を有するものとします。

- 利用申込書の記載内容に虚偽があった場合
- 利用料の支払を遅延し、または支払を拒否した場合
- 本規約のいずれかに違反した場合
- 医学書院の業務の遂行上または技術上支障をきたす行為があった場合
- その他、医学書院が不適当と判断した場合

第15条(本サービスの終了)

- 医学書院は、30日前までに契約病院に通知することで、本サービスを中止し、すべての契約病院及びその利用者に対するサービスを終了できるものとします。この場合、医学書院は契約病院に対し、利用期間の残存期間に相当する利用料を返還するものとします。
- 契約病院が契約期間中に本サービスの利用を中止し利用契約を解除する場合は、10日前までに医学書院に通知するものとします。

第16条(準拠法)

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第17条(管轄裁判所)

本サービスの利用に関する紛争は、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

第18条(問題解決)

本サービスの利用にあたり問題が生じた場合には、双方誠意をもって協議し解決を図るものとします。

附則

第1条 本利用規約は、2013年1月1日より実施する。